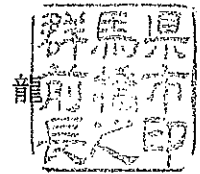




令和4年2月21日

前橋市水と緑のまちをつくる審議会 様

前橋市長 山 本



前橋市緑の基本計画の策定について（諮問）

前橋市水と緑のまちをつくる審議会規則（昭和49年前橋市規則第20号）第2条により、「前橋市緑の基本計画」における実施計画の点検・見直しと後期実施計画の策定について理由書を添えて諮問いたします。



## 理 由 書

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に規定される市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画であり、緑地の保全及び緑化目標を達成するための方針や基本施策などを定めることとされています。

現行の「前橋市緑の基本計画」は、平成30年3月に策定を行い、計画を着実に進めていくために、施策の着手時期を計画期間の前期（平成30年～令和4年）、後期（令和5年～令和9年）に分け、実施計画を設定しております。

このため中間年度にあたる令和4年度に実施計画の点検・見直しと後期実施計画の策定について諮問するものです。